

タイトル：市場監督管理総局、国家知識産権局による『商標行政法執行証拠規定』の印刷・配布に関する通知

インデックス番号：11100000MB0143028R/2024-810687

トピックの分類：総局の文書、通知

文書番号：国市監稽発〔2024〕117号

所属機構：執法稽查局（法執行査察局）

作成期日：2024年12月26日

発布期日：2025年1月2日

市場監督管理総局 国家知識産権局
『商標行政法執行証拠規定』の印刷・配布に関する通知

各省、自治区、直轄市、および新疆生産建設兵団の市場監督管理局（庁、委員会）、知識産権局宛

『商標行政法執行証拠規定』を印刷・配布するので、実情を踏まえて真摯に確実に実行してください。

市場監督管理総局 国家知識産権局
2024年12月26日

（この文書は公開文書である）

商標行政法執行証拠規定

第一条 商標行政法執行の指導を強化し、証拠の収集、審査と認定を規範化するため、『中華人民共和国行政処罰法』『中華人民共和国行政強制法』『中華人民共和国行政訴訟法』『中華人民共和国民事訴訟法』『中華人民共和国商標法』『中華人民共和国商標法実施条例』などの関係規定に基づいて、本規定を制定する。

第二条 商標行政法執行担当部門による商標違法事件の調査・処理過程における証拠収集、審査と認定は、本規定が適用される。

『市場監督管理行政法執行電子データ証拠収集暫定規定』において電子データ証拠について別途規定がある場合、その規定に従う。

第三条 本規定にいう商標行政法執行証拠（以下、「証拠」という。）とは、商標行政法執行担当部門が商標事件の事実を証明したうえ決定を下すための資料を指す。

第四条 証拠には次の種類が含まれる。

- （一）書証；
- （二）物的証拠；
- （三）視聴覚資料；
- （四）電子データ；
- （五）証人の証言；
- （六）当事者の陳述；
- （七）鑑定意見書；
- （八）現場記録、調査記録。

証拠は、事件の事実を認定する根拠とされる前に、真実であることが検証されなければならない。違法な手段で入手した証拠は、事件の事実を認定する根拠としてはならない。

第五条 書証とは、事件の関連事実を文字、記号、図案などの形式で表現した書面資料を指す。書証には、有効な商標登録証、商標更新証明書、商標変更証明書、商標譲渡証明書、商標使用許諾証明書、国家知識産権局商標登録証明専用印が押印された商標ファイルなどの登録商標専用使用権の権利根拠の証明、有効な身元証明文書、営業許可証、振替伝票、手形、帳簿、取引契約書、商標を付した物品の取り扱い説明書、プレゼンテーション用パンフレット、価格表など、および悪意による商標登録と疑われる商標出願書類、委託代理人契約書を含むが、これらに限定されない。

前項には、電子商標登録証、電子営業許可証、電子手形などの電子形式の証拠資料のプリントアウトなどが含まれる。

係争商品または役務に対する商標権者の識別意見は書証に属する。当該識別意見には、識別方法、識別根拠および識別結果を記載するものとする。秘密保持を必要とする識別方法は記載しなくてもよいが、声明を作成し、対応する責任を負うことを書面で約束するものとする。

書証の採取は、以下の要件を満たすものとする。

(一) 原本を採取するものとする。原本の採取が困難な場合、原本と照合した結果、間違いなしとされたコピー、写しを採取することができる。当該コピー、写しには、「原本と照合した結果、一致している」旨や、証拠の日付、証拠の出所を表示し、証拠の提供者または採取者によって署名または押印されるものとする；

(二) 関連部門が保管する書証の原本のコピー、写しを採取する場合は、その出所を示し、当該部門が原本と照合した結果、一致していると確認した後、その印鑑を押印するものとする；

(三) 報告表、売買伝票、帳簿などの書証を採取する場合は、説明資料を添付し、提供者が押印して確認するものとする；

(四) 公式に公表され、検索可能な書証資料については、検索結果のプリントアウト、写しなどを採取することができる。その際、検索ルートと検索時間を明記し、採取した者が署名または押印するものとする。

第六条 物的証拠とは、物品、痕跡などの客観的な物質実体の形状、性質、質感、仕様などによって事件の事実を証明する証拠を指す。これには、登録商標の専用使用权を侵害し、または商標管理の秩序に違反して商標を使用する商品、商標標識、および主に侵害商品の製造と登録商標標識の偽造のために使用される材料、工具、設備などが含まれるが、これらに限定されない。

物的証拠の採取は、以下の要件を満たすものとする。

(一) 原物を採取するものとする。原物の採取がたしかに困難な場合、原物と照合した結果、間違いなしとされた複製品または当該物的証拠を証明できる写真、ビデオなどのその他の証拠を採取することができる。経営現場、侵害品のロゴ、パッケージの在庫などに係る写真である場合は、関係者が照合した結果、間違いなしと確認した後、原本、原物と一致することを明記し、証拠の採取者が日付、出所を明記したうえ、署名または押印するものとする；

(二) 原物が、数が多い種類物であれば、サンプリングによって採取することも可能であるが、より包括的に商標の真実の使用実態を反映できるものとし、かつその種類物の数をカウントして記録するものとする；

(三) インターネット、電話購入などの手段を通じて証拠を採取する場合は、写真

撮影、スクリーンショット、録音、録画などの方法で取引過程、商品の開梱・検品、およびサンプル封印などの過程を記録するものとする。

第七条 視聴覚資料とは、録音、録画、スキャニングなどの技術的手段により、音声、画像、およびデータなどを様々な記録担体上の物理的信号に変換して、事件の事実を証明する証拠を指す。これには、録音資料、録画資料などが含まれるが、これらに限定されない

視聴覚資料の採取は、以下の要件を満たすものとする。

(一) 関係資料のオリジナル担体を採取するものとする。オリジナル担体の採取が困難な場合は、コピーを採取することができる；

(二) 製作方法、製作時期、製作者などを明記するものとする；

(三) 音声資料の場合、当該音声内容のトランスクリプトを添付するものとする。録画資料の場合、事件の関連部分のトランスクリプトまたは要約を添付することができる。

第八条 電子データとは、デジタル形式で保存、処理、送信され、事件の事実を証明できる情報を指し、以下の情報、電子ファイルが含まれるが、これらに限定されない。

(一) 文書、図画、録音資料、録画資料などの電子ファイルおよびその属性情報；

(二) ウェブページ、ブログ、フォーラムなどのオンラインプラットフォームで公開された情報；

(三) ユーザー登録情報、身元認証情報、電子署名などのユーザー識別情報；

(四) 取引記録、閲覧記録、操作記録などのユーザー行動情報；

(五) システムログ、アプリケーションログ、セキュリティログなどのシステム操作情報；

(六) ソースコード、ツールソフトウェア、実行スクリプトなどの行動ツール情報；

(七) 各種ネットワークアプリケーションサービスに保存されている事件関連情報ファイルなど。

第九条 電子データを採取する場合には、次の事項を記載した記録を作成するものとする。

(一) 元の記憶媒体の名称、記憶場所、信号の開閉状況、および強制措置の有無；

(二) 採取の方法、過程、採取された電子データの記憶媒体名；

(三) 採取された電子データの名称、カテゴリー、ファイル形式；

(四) 電子データ証拠の完全性チェック値などの事項。

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合、事件処理担当者は、印刷、写真撮影、スクリーンショット、スクリーンキャスト、または録画などの方法により、関連する電子データを固定することができる。

(一) オリジナルの記憶媒体を封印または押収できず、電子データも採取できない場合；

(二) 電子データの自己破壊機能または装置があり、関連する証拠を速やかに固定する必要がある場合；

(三) 関連する電子データを現場で表示・閲覧する必要がある場合。

第十一条 証人の証言とは、証人が商標行政法執行担当部門に行った、事件の事実を証明できる陳述を指す。これには、商標権者およびその他の機関、個人が商標行政法執行担当部門に行った、知り得た関連情報に関する陳述が含まれる。

証人の証言は、以下の要件を満たすものとする。

(一) 証人の氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先電話番号などの基本情報が記載されている；

(二) 証人の署名または署名捺印；

(三) 発行年月日が記載されている；

(四) 委任状、公印が押印された営業許可書副本のコピー、住民身分証のコピーなど、証人の身元を証明する書類を添付する。

自分の意思を適切に表明することができない者は、証人になることができない。

証明すべき事実がその年齢、知的状態、または精神的健康状態に適している、民事行為能力のない者および民事行為能力が制限された者は、証人になることができる。

第十二条 当事者の陳述とは、商標法執行担当部門に行った、事件の事実に関する書面または口頭による陳述を指す。これには、当事者またはその委託代理人が調査、尋問を受ける際に行った、書面および口頭による陳述が含まれる。

当事者の陳述は、以下の要件を満たすものとする。

(一) 書面による陳述の場合、原本を提出するものとする。これには陳述者の氏名、年齢、性別、職業、住所などの基本情報を記載し、時間を明記するとともに、陳述者が署名または押印するものとする。

(二) 口頭による陳述の場合、商標行政法執行担当部門は尋問の記録を作成するものとする。

(三) 住民身分証のコピーなど当事者の身元を証明する書類を添付する。

第十三条 鑑定意見書とは、商品の主な成分、機能、用途などの専門的な事項について、資格を有する鑑定機構が発行する意見書である。

鑑定意見書は、以下の要件を満たすものとする。

(一) 鑑定委託者と鑑定委託事項、鑑定機構に提出した関係資料、鑑定の根拠と使用した科学技術手段、鑑定機構と鑑定者の鑑定資格に関する説明などの内容を記載するものとする；

(二) 鑑定者の署名と鑑定機構の押印があるものとする；

(三) 分析によって取得した鑑定意見書である場合、分析の過程を説明するものとする。

第十四条 現場記録、調査記録とは、事件処理担当者が事件に関連する現場または物品について調査、検査、測量、図面作成、写真撮影などを行った記録を指す。現場検証の時間、場所、事件処理担当者の情報、当事者の情報、現場で確認された事実などの内容を記載し、事件処理担当者と当事者が署名または押印するものとする。

当事者が署名を拒否した場合、または署名できない場合は、その理由を明記するものとする。現場にその他の者がいる場合は、その他の者が署名してもよい。

第十五条 域外証拠とは、主に中華人民共和国の領域外で形成された公文書の書証、外国権利者の主体資格、授權文書、身分証明書などの身元関係の証拠、および事件の事実に関連するその他の証拠を指す。これには、当事者から提出された域外証拠および事件処理機関が関連ルートを通じて域外から収集・取得した証拠の両方が含まれる。

域外証拠は、その出所を表示し、中華人民共和国が締結した、または加盟した国際条約に規定された証明手続きを履行するものとする。中華人民共和国香港特别行政区、中華人民共和国マカオ特别行政区および台湾地区で形成された証拠は、関連規定に従って証明手続きを履行するものとする。

域外証拠に係る外国語による書証または視聴覚資料には、翻訳資格のある翻訳機構により翻訳された、またはその他の翻訳が正確な中国語翻訳を添付し、当該中国語翻訳には翻訳機構が押印または翻訳者が署名するものとする。

第十六条 商標行政法執行部門は、以下の事実を直接認定することができる。

(一) 自然の法則、および定理、原理；

(二) 周知の事実；

(三) 法律の規定により推定される事実；

(四) 公知の事実および日常生活の経験則から推定される別の事実；

(五) 検証の結果、立件前に検証された証拠資料または監督・検査の過程で法に基づいて入手された証拠資料が証拠収集の要件を満たしていることが判明した場合；

(六) 行政機関の発効した決定または裁定、仲裁機構の発効した裁決によって確認された事実、法的に有効となった人民法院の裁判によって確認された基本的事実、有

効な公正証書によって証明された事実など、法律に基づいて証明された事実；

(七) 政府部門がその職権の範囲内で作成した法的効力のある文書に記録された事項。

前項第(二)号から第(七)号の場合において、当事者がこれを覆すのに十分である反対証拠を有するときは、この限りでない。

第十七条 司法機関およびその他の行政法執行機関から移管された証拠資料は、審査の結果、真実、合法であり、事件の事実と関連性があると認められた場合、事件の確定根拠とするものとする。

商標行政法執行部門が受領したもしくは法によって入手した第三者機構から発行された証拠、またはその他の国家機関によって収集、採取された事件関連電子データ、当事者に保有・把握されていない証拠などは、調査を経て真実であると認められた場合、証拠として使用することができる。

第十八条 外力の影響を受けず、当事者が情報提供者または苦情申立人から提供された証拠を明確に認めた場合、当該証拠は事件の事実を認定する根拠とすることができる。ただし、国益、公益、または他者の合法的な権益に係る事実については、商標行政法執行担当部門は、情報提供者または苦情申立人に対し、関連する証拠の提出または補足を命じることができる。当事者が異議を申し立てたが、その理由および提出された証拠が当該異議を裏付けるのに不十分である場合、事件のすべての状況を統合したうえで、当該証拠の証明力を審査し、認定することができる。

第十九条 同一の事実を証明する証拠が複数ある場合、その証明力は通常、以下の事情に従って個別に認定することができる。

(一) 国の機関およびその他の機能部門が職権によって作成する公文書は、その他の書証よりも優先される；

(二) 鑑定意見書、現場記録、アーカイブ資料、および公証または登記された書証は、その他の書証、視聴覚資料および証人の証言よりも優先される；

(三) 原本、原物は、コピー、複製品よりも優先される；

(四) その他の証人の証言は、当事者と親戚関係または利害関係を有する証人の証言よりも優先される；

(五) 異なる種類の複数の証拠であって、その内容が相互に裏付けられるものは、単独の証拠よりも優先される。

第二十条 商標行政法執行担当部門は、識別意見書を発行する識別者の主体資格および識別意見書の真実性を審査するものとする。当事者が当該識別意見書を覆す反対

証拠を有しない場合、商標行政法執行担当部門は当該識別意見書を証拠として採用する。識別者が前後して発行した識別意見書に矛盾があり、合理的な根拠がない場合、その識別意見書を採用しない。

商標登録者、登録商標の独占的实施権者、排他的実施権者、および上記主体らの委託代理人は、権利者が生産した、またはそれが生産を許諾した製品かどうかをめぐる識別意見書を発行する主体資格を有する。登録商標の通常実施権者が商標登録者の明示的な権限委託を得ている場合、係争製品が自社による製品かどうかをめぐる識別意見書を発行する主体資格を有する。

当事者が商標権侵害の事実について異議を申し立てた場合、商標行政法執行担当部門は、権利者の識別意見書のみに基づいて、商標権侵害行為を構成すると認定してはならず、その他の証拠と組み合わせて総合的に判断するものとする。その他の証拠が商標権侵害の事実を証明するのに十分である場合、権利者の識別意見書がなくても、商標権侵害行為を構成すると認定することができる。

第二十一条 当事者が陳述書で違法事実を自認し、その後それを否認した場合、当事者に反証または反証の手がかりを提出するよう要求するものとする。反証を提出できない場合、反証の手がかりを検証できない場合、または検証後に真実でないことが判明した場合には、自認を採用し、その他の証拠と組み合わせて違法事実を認定することができる。

自認した違法事実が判明した事実と一致しない場合、商標行政法執行担当部門はそれを確認しない。

第二十二条 本規定にいう「商標行政法執行担当部門」とは、各級政府の職能と役割分担に従って商標行政法執行職能を引き受ける市場監督管理部門、および知的財産管理部門、総合法執行部門などの機関を指す。

第二十三条 本規定は、国家市場監督管理総局および国家知識産権局が解釈に責任を負う。

第二十四条 本規定は2025年1月1日から施行される。

出所：国家市場監督管理総局

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdزدgknr/zfjcs/art/2025/art_307c8233e0e3432a9c7d1c73a68968b5.html?xxgkhide=1

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。